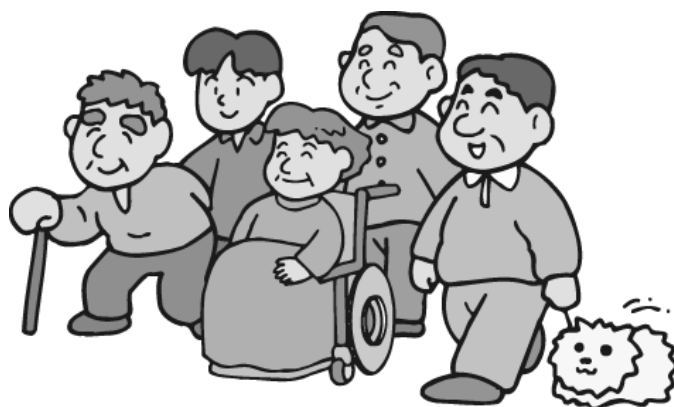


たさえあい・ホットサービス都留



— ご利用の手引き —

社会福祉
法人

都留市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢社会のなかで、いつまでも安心して暮らせるまちはどんなものでしょう…。

高齢者や、障害者、子育て中の家庭の皆さんに対して、生活に欠かせない多くの社会保障制度やサービスが充実することはとても大切です。しかし、日ごろの生活の中で困ったことが起きた時、まずは同じまちで暮らす住民同士が「助けられたり、助けたり」、お互い様の気持ちで支えあう関係がもっと広がることが、安心して暮らしやすいまちづくりの実現につながるのではないのでしょうか？

そんな願いから「ささえあい・ホットサービス都留」は生まれました。

「ささえあい・ホットサービス都留」は、「自分の出来ることで困っている方の役に立ちたい」というボランティアの気持ちを持った方を協力会員として、地域にお住まいの方からの依頼に手をお貸しする仕組みです。

協力会員の活動に対して定額の活動費をいただきますが、これは、「してもらう」とか「させる」という意味の報酬ではありません。あくまでも「支え合いの精神」で行なう活動の「実費」のお支払いです。

また、「ささえあい・ホットサービス都留」は、この仕組みをきっかけとしてたくさんの人と人とのつながりが生まれ、より豊かな生活が送れるようになることを目的としています。

ご利用については、後述の手引きをよくご覧いただき、「お互い様」の気持ちを持ってたくさんの方にご利用いただけることを願っています。

また、より良いサービスにするためにお気づきの点やご意見もお気軽にお聞かせ願えれば幸いです。

社会福祉法人 都留市社会福祉協議会

ささえあい・ホットサービス都留の目指すもの

この仕組みは、お金を支払ってサービスを買うためのものではありません。ボランティアの気持ちを持った会員が、「自分の時間」を活用して、「自分に出来ること」で困りごとを持った方を支えるための仕組みです。地域の人々が自分の持てる力を発揮し、社会や人のために役立つことで自己実現を図る仕組みでもあります。

「やらせる」や「してあげる」ではなく、「お互いに支えあう」という気持ちでたくさんの人と人をつなげていくことを目的としています。

ご利用について

協力会員(下記の①②ともに当てはまる方が、利用会員からの困りごとのお手伝いをします。)

- ① 地域福祉活動に関心をもち、事業の趣旨に賛同し熱意をもって活動に協力できる方で、都留市社会福祉協議会に登録した方
- ② ボランティア養成講座 を受けた方

利用会員（下記の①に当てはまり、②～⑤のうちいずれかに当てはまる方が利用できます。）

- ① 都留市にお住まいで、都留市社会福祉協議会の会員の方
- ② 概ね65才以上の高齢者またはその家族
- ③ 障害者（児）またはその家族
- ④ 子育て中の家庭
- ⑤ ケガ、病気などで一時的に生活に支障をきたしている方
- ⑥ その他の方（ご相談に応じます）

依頼できる内容（ここに挙げる内容のほかにもお気軽にご相談下さい。）

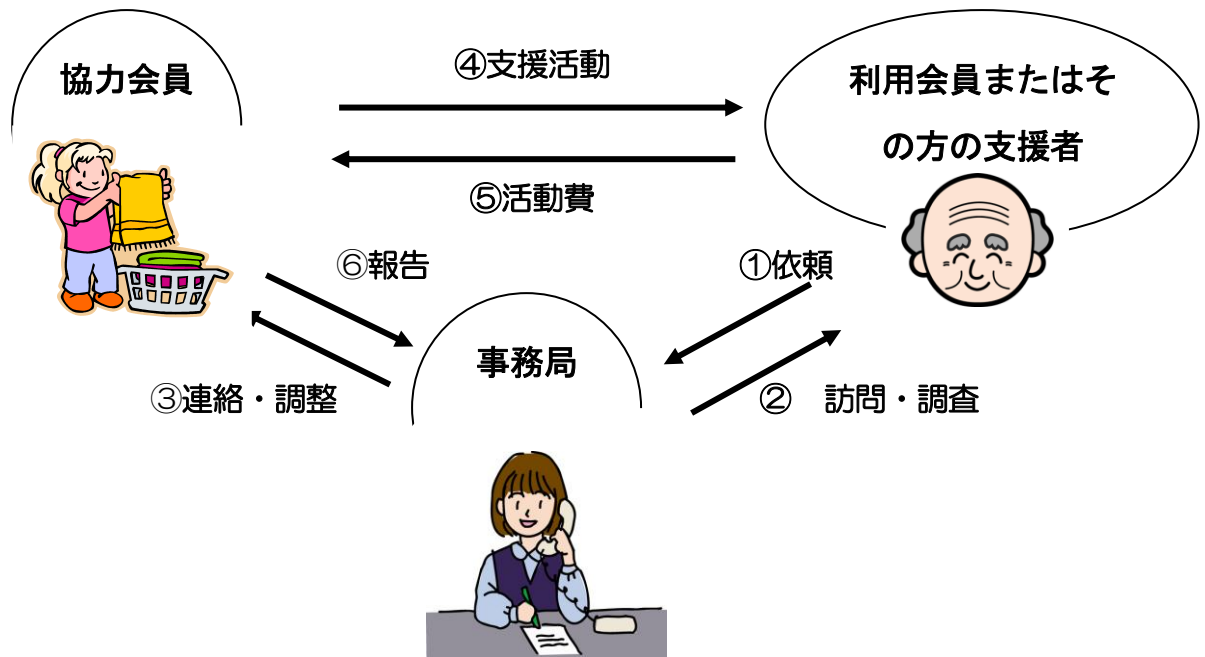
- ① 食事の援助
- ② 衣類の洗濯・補修
- ③ 日常的な住居等の清掃、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ 手紙等の代筆、朗読、話し相手、見守り
- ⑥ 医療機関等との連絡、受診時の付添い、薬の受取り・服薬確認
- ⑦ 簡単な身の回りの援助
- ⑧ 外出介助（散歩、買い物付添、通院の付添等）
- ⑨ 大掃除、粗大ごみの片付け、ゴミ出し
- ⑩ 庭の草取り、庭木の剪定
- ⑪ 雪かき
- ⑫ 子育て支援（家事援助等）
- ⑬ その他、会長が特に必要と認める在宅福祉に必要なサービス。

依頼の受付と調整

ご依頼の際は事務局にご連絡ください。

事務局（都留市社会福祉協議会 電話 0554-46-5115）

- ① 職員が電話又は訪問させていただき、ご依頼の内容確認、身体状況、世帯の状況等の調査をいたします。
- ② 調査検討し、ご依頼の内容に適した協力会員をご紹介（内容によってはお断りする場合があります） します。
- ③ ご自宅に協力会員が訪問し依頼内容のお手伝いをします。
- ④ 終了後定められた「支援活動費」をその場で協力会員にお支払いください。



受付時間

依頼の受付は、平日8：30～17：00迄（12月29日～1月3日を除く）です。

お手伝いに伺う時間

協力会員が利用会員のお手伝いに伺う時間は、8：30～17：00までの間です。（利用会員の都合により変わる場合があります。）

お支払の基準

支援活動費（下記の基準で支援会員にお支払下さい。）

時間帯	金額（*1）
AM8：30～PM5：00	300円/30分単位
～AM8：30・PM5：00～	350円/30分単位

- (*1)
- ・支援時間が30分未満の場合は30分の金額とします。
 - ・30分を超えた30分未満は上記の半額とします。
 - ・時間の計算は協力会員が利用会員の自宅についてから、活動終了後までとします。
 - ・低所得者(非課税世帯)で特に生計が困難であると会長が認めた場合は、半額もしくは無料とすることができる。

交通費（1回の依頼につき交通費として協力会員にお支払い下さい。）（*2）

交通手段	金額	摘要
自家用車 公共交通機関	100円	支援活動1回につき適用

（*2） ・交通費は会員が活動の場所に移動する費用として適用し、活動中の移動は含みません。

その他の費用（必要に応じて協力会員にお支払い下さい。）

内容	金額	例
支援活動中に 必要な経費	実費（*3）	<ul style="list-style-type: none"> ・食事づくり・家具修理の材料、光熱水費 ・コンサート、イベント等の入場料・参加費 ・協力会員の活動中の食事代（*4） ・利用会員と同乗する公共交通機関の料金（*5）
	燃料代	<ul style="list-style-type: none"> ・活動中に支援会員の自家用車を使用した場合（買い物・薬取り等） 37円/1km

- （*3） ・協力会員と事前に内容をご相談の上、利用、購入をしてください。
- （*4） ・協力会員がお弁当を持参した場合は適用しません。一緒に外食などをされた場合のみ適用し、上限を500円とします。
- ・利用会員が準備、又は協力会員が活動中に作った食事をご一緒する場合は、協力会員の食事代の負担はないものとします。
- （*5） ・この活動では、利用会員は協力会員の自家用車に同乗することは出来ません。

支払い方法

支援活動の終了後、利用会員がその場で協力会員に直接お支払い下さい。

協力会員は、支払いを受けた後領収書を発行します。

その他

- ① 依頼を受ける中で知りえた利用会員の個人情報やプライバシーは、会員の調整や支援活動のみで使用し、他の目的での使用や他への流出はいたしません。
(「ささえあい・ホットサービス都留」以外のサービスや関係機関へ情報提供が必要な場合は、必ずご本人の同意に基づいておこないます。)
- ② 支援活動中に知り得た協力会員の個人情報やプライバシーは他に漏らさないようにしてください。
- ③ 依頼はご家族やご親族の理解を得てからおこなってください。
- ④ 事故や会員とのトラブルが生じた時は、速やかに事務局にご連絡ください。
- ⑤ 協力会員は、福祉サービス総合補償に加入し支援活動を行っています。
(自動車による事故は、活動従事者(協力会員)自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。自動車保険での補償となります。)
- ⑥ その他分からないことや、ご意見がありましたらお気軽にお問い合わせください。

「ささえあい・ホットサービス都留」 事務局

社会福祉法人 都留市社会福祉協議会

住所：〒402-0051 都留市下谷2, 516番地1 いきいきプラザ都留

電話 0554-46-5115 FAX 0554-46-5103

この事業は、皆様からの社協会費で実施させていただいています。

